

# 令和5年度大阪府内の最低賃金

大阪府最低賃金	時間額(発効年月日)	適用の範囲
	1,064円 (令和5年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者
特定最低賃金件名	時間額(発効年月日)	適用が除外される方
塗料製造業	1,070円 (令和5年12月1日)	次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務
鉄鋼業	1,066円 (令和5年12月1日)	(1)18歳未満又は65歳以上の方
はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、 業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、 金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、 船舶用機関製造業	1,070円 (令和5年12月1日)	(2)雇入れ後3月未満の技能習得中の方
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	1,068円 (令和5年12月1日)	(3)清掃又は片付けの業務に主として従事する方
自動車・同附属品製 造業	1,068円 (令和5年12月1日)	次の業務に主として従事する方 (1)手作業による包装又は袋詰めの業務 (2)部品の組立て又は加工の業務のうち、手工具又は小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ、巻線若しくは刻印の業務
非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業	1,064円 大阪府最低賃金 (令和5年10月1日)	備考  (注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方の適用を受ける場合には、高い方の最低賃金が適用されます。
自動車小売業	1,064円 大阪府最低賃金 (令和5年10月1日)	

## 賃金引上げをご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ① 中小企業・小規模事業者の状況に応じた専門家による無料相談
- ② 業務改善助成金・キャリアアップ助成金など、賃上げに伴う助成金
- ③ 他省庁が行う、賃上げに伴う補助金、税制控除、融資の支援策

詳しくは裏面をご覧ください



最低賃金についてご不明の点がありましたら 大阪労働局労働基準部賃金課 (電話06-6949-6502)  
または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



# 賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ

## 1 働き方改革や経営改善に向けた相談先

### 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、  
労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

詳しくは TEL:0120-068-116 Email:hatarakikata@sr-osaka.jp



### 大阪府よろず支援拠点

売上拡大や経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します。  
また、地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じた的確な支援  
機関等を紹介します。

詳しくは TEL:06-4708-7045



どの支援が合うか迷ったら、  
大阪働き方改革推進支援・賃金相談  
センターに相談してみてね！



## 2 賃金引上げを支援する制度

### 業務改善助成金 ※中小企業向け

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引上げ、生産性向上に  
資する設備投資等を行う中小企業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成  
する制度です。

詳しくは 業務改善助成金コールセンター TEL:0120-366-440



### キャリアアップ助成金 ※中小企業以外も利用可能

有期雇用労働者等非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため  
賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

詳しくは 大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター

大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 TEL:06-7669-8900



### その他の賃金引上げ支援制度 ※中小企業向け

#### (1) 中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たしたうえで  
賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(又は所得税額)  
から控除できる制度です。

詳しくは、中小企業税制サポートセンター TEL:03-6281-9821



#### (2) 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業者等に  
対し、設備資金や運転資金を2億7千万円までは特別貸付で融資します。

詳しくは、日本政策金融公庫 TEL:0120-154-505



#### (3) 中小企業等事業再構築促進事業(事業再構築補助金)

経済社会の変化に対応する思い切った事業再構築を支援する補助金。業況が厳しく  
最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者には最低賃金枠にて引き続き補助率・採  
択率を優遇。

詳しくは、事業再構築補助金事務局コールセンター TEL:0570-012-088



#### (4) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(ものづくり補助金)

中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・  
生産プロセスの改善等を行うための設備投資等を支援します。

詳しくは、ものづくり補助金事務局サポートセンター TEL:050-8880-4053



### 賃金引き上げ特設ページを開設！

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引き上げに向けた政府の  
支援策など賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

